

高鍋町こども計画(「第3期高鍋町子ども・子育て支援事業計画」) 概要版

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

＜国におけるこども政策強化の動き＞
「こども基本法」の施行、「こども大綱」の策定

2. 計画の位置づけ

・高鍋町こども計画(以下、「本計画」という)は「こども基本法」第10条に基づき、国の「こども大綱」及び県の「宮崎県こども未来応援プラン」を勘案しながら、以下の計画を一体的に策定します。

「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、「放課後児童対策パッケージに基づく市町村行動計画」、「母子保健計画」

・本計画は、本町の「第6次高鍋町総合計画」などの上位計画や関連計画と整合・連携を図りながら、施策を推進します。

3. 計画の期間

令和7年度～令和11年度までの5か年

第2章 高鍋町のこどもと家庭を取り巻く状況

1. データから見えるこどもと家庭を取り巻く状況

・今後も少子化の進行が見込まれています。

総人口:令和7年 18,976人 → 令和27年 14,892人

11歳以下人口:令和7年 1,767人 → 令和11年 1,692人

・出生数は減少傾向、出生率は低下傾向で推移しています。

出生数:平成30年 160人 → 令和4年 121人

出生率:平成30年 6.8% → 令和4年 6.4%

・婚姻件数は減少傾向で推移しています。

婚姻件数:平成30年 84件 → 令和4年 61件

2. アンケート調査結果から見えるこどもと家庭を取り巻く状況

＜就学前児童の保護者、小学生の保護者へのアンケート結果＞

・子育てに関する不安や悩みの内容は、「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」の割合が最も高くなっています。

・仕事と子育ての両立のために必要だと思うことは、「配偶者の協力」の割合が最も高く、次が「職場の中の意識や理解、協力体制」となっています。

・本町で充実を図ってほしい子育て支援策は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」の割合が最も高くなっています。

＜こども(中学生)へのアンケート結果＞

・1週間で朝食を「毎日食べる」は約8割、「週1～2日、ほとんど食べない」は約1割となっています。

・学校の授業が「わかる」は約4割、「わからない」は約1割となっています。

・現在抱えている悩みや困りごとの内容は、「学業成績のこと」の割合が最も高く、次が「友人との関係のこと」となっています。なお、「悩んだり困っていることは特にない」割合は約4割となっています。

第3章 第2期高鍋町子ども・子育て支援事業計画の実績

1. 教育・保育の実績

2. 地域子ども・子育て支援事業の実績

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

～「こどもまんなか社会」の実現を目指して～

こどもと親が学び・育つまち たかなべ

2. 基本的な視点

- (1)こども・若者の視点に立った施策の展開 (2)ライフステージに応じた切れ目のない支援
(3)困難な環境にあるこども・若者の支援 (4)若者にとって魅力ある高鍋づくり
(5)町民、地域、関係機関・団体、国・県等との連携、協働

第5章 施策の展開

基本目標	基本施策	主な具体的施策
基本目標1 こども・若者が自分らしく成長できるまちづくり	(1)こども達の権利擁護・意見の反映 ①こども・若者の権利擁護と社会参画・意見の反映	・こども・若者の権利に関する普及啓発
	(2)こども達が安全で健やかに育つことができる環境づくり ①遊びや体験活動の推進 ②こどもまんなかまちづくり ③こども・若者が活躍できる機会づくり ④こども・若者の健やかな育ちの実現	・食育の推進 ・こども・子育て施設の充実 ・グローバル人材の育成 ・プレコンセプションケアの推進、性と健康に関する教育や普及啓発
	(3)困難な環境にあるこども達への支援 ①こどもの貧困対策 ②障がい児への支援 ③児童虐待防止対策 ④悩みや不安を抱えるこども・若者への支援 ⑤こども・若者の自殺対策 ⑥犯罪・事故などからこども・若者を守る取組	・生活の安定の支援 ・専門的支援が必要な障がい児への支援の強化 ・こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進 ・ひきこもりへの支援 ・自殺予防教育の推進 ・防犯・交通安全・防災教育など学校等における安全教育の推進
基本目標2 こども・若者の将来にわたる健やかな成長を支援するまちづくり	(1)安心してこどもを産み育てることができる環境づくり(こどもの誕生前から幼児期まで) ①妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ②質の高い幼児教育・保育の提供	・産前産後の支援の充実と体制強化 ・乳幼児健診、相談等の推進 ・幼児教育・保育の質の向上 ・保育人材の育成・確保・処遇改善
	(2)未来を担うこども達の育成(学童期・思春期) ①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進 ②こどもの居場所づくり ③成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ④いじめ防止対策や不登校のこどもへの支援	・確かな学力を育む教育の推進 ・放課後児童対策の取組強化 ・郷土に対する誇り・愛着を育む教育の推進 ・キャリア教育・職業教育の推進 ・いじめ防止対策の強化
	(3)若者の希望を叶える高鍋づくり(青年期) ①若者への就職支援 ②若者にとって魅力ある地域づくり ③出逢い・結婚への支援	・若者への就職支援 ・移住・U/IJターンの推進 ・結婚に対するポジティブイメージの醸成
基本目標3 子育てにやさしいまちづくり	(1)子育て支援の充実 ①子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ②子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の推進 ③ひとり親家庭への支援 ④子育て支援情報の発信、こども政策DXの推進	・児童手当支給による経済的支援 ・子育て相談支援体制の推進 ・ひとり親家庭に対する子育て・生活支援 ・子育て支援情報の総合的な提供
	(2)共働き・共育での支援 ①男性の育児休業取得支援を通じた「共働き・共育て」の支援 ②多様な働き方と子育ての両立支援	・男性の家事・育児への参画促進 ・仕事と生活の両立支援など働きやすい職場づくり
	(3)こどもと子育てにやさしい社会づくり ①町全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成	・出逢い・結婚、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成

第6章 教育・保育給付及び地域子ども子育て支援事業の提供体制

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
4. 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
6. 産後・育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保

第7章 計画の推進方針

1. 計画の推進体制
2. 計画の進捗状況の管理・評価